

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後 5 時 25 分）

議 長（高橋冠治君） 上衣は自由にしてください。

事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第73号 令和6年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第73号 令和6年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第74号 令和6年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第74号 令和6年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、補正予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）ほか特別会計等補正予算3件について、補正予算審査特別委員会、渋谷敏委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、渋谷敏委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（渋谷 敏君）

令和7年9月12日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

補正予算審査特別委員会

委員長 渋谷敏

審査結果報告書

令和7年9月10日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1 審査を付託された事件

議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）

議第62号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第63号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第64号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

2 審査の結果及び意見

令和7年度遊佐町一般会計補正予算ほか、3件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま各会計4件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第62号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第63号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第63号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第64号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第64号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5から日程第12まで、議第66号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件4件、事件案件2件及び議第65号 令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、提案理由を説明させていただきます。

議第66号 遊佐町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に基づき、職員の仕事と育児の両立支援を図るため提案するものであります。

議第67号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に基づき、育児時間の多様化を図るため提案するものであります。

議第68号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、減収補填制度の適用期限の延長と取得期限の満了に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。改正の趣旨につきましては、課税免除の要件のうち、取得期限の延長を行ったものであります。

議第69号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置工事を行うことができるよう改正が必要であるため、提案するものであります。

議第70号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国の定める標準下水道条例の改正に伴い町条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

議第71号 令和6年災第9114号・第9115号・第9116号合冊町道杉沢本線道路災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、さきに締結した令和6年災第9114号・第9115号・第9116号合冊町道杉沢本線道路災害復旧工事請負契約について、設計変更により契約金額が5,000万円以上となったため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第72号 令和7年度山崎マンホールポンプ更新工事請負契約の一部変更について。本案につきましては、さきに締結した令和7年度山崎マンホールポンプ更新工事請負契約について、設計変更により契約金額が5,000万円以上となったため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第65号 令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について。本案につきましては、令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月20日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく、提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか3件は会計管理者より、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件5件、事件案件2件、令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

土門会計管理者。

会計管理者（土門良則君） それでは、私から一般会計ほか3つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。4つの会計の決算ですので、説明時間がかなり長くなります。私ごとで大変恐縮

に存じますが、足の具合が芳しくないため、着座にてご説明させていただくことを事前に議長より許可をいただいておりますので、着座にて説明させていただきます。

初めに、認第1号 令和6年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和6年度の歳入決算額は116億6,968万3,093円、歳出決算額は107億1,964万8,638円となり、歳入歳出差引額は9億5,003万4,455円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰上げや繰下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から翌年度に繰越しすべき財源4億1,193万7,000円を差引きした実質収支額は5億3,809万7,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し7億1,964万5,000円の増で、116億6,968万3,000円の決算となりました。

款別で増額になった主なものは、地方交付税で2億1,792万3,000円、国庫支出金で2億5,126万3,000円、県支出金で1億1,426万5,000円の増額となっております。一方、減額になった主なものは、町税で9,922万8,000円、寄附金で3億3,957万2,000円、繰越金で2,476万3,000円の減額となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し9,922万8,000円、7.1%減の12億9,116万8,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が決算額3億9,934万6,000円で13.1%の減、法人町民税が6,399万7,000円で7.5%の減、町民税全体では前年度決算額と比較し12.4%の減で4億6,334万4,000円となりました。固定資産税は3.9%減の7億130万4,000円、軽自動車税5,804万8,000円、たばこ税5,605万6,000円などとなっております。

地方消費税交付金は2.4%増の3億1,637万6,000円、また地方交付税は5.7%の増で40億5,664万円となり、地方交付税の歳入に占める割合は34.8%となりました。

国庫支出金は10億9,126万5,000円で前年度より29.9%の増、県支出金は7億7,640万7,000円で17.3%の増となりました。

寄附金は10億527万円で、前年に比べ25.2%の減となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較して34.3%の増で、13億4,383万円となりました。

町債は、前年度に比較して1億4,428万8,000円、36.4%の増で、5億4,108万8,000円になりました。町債の内容については事項別明細書23ページから25ページに記載されておりますが、総務債では950万円の減で2,240万円、土木債4,440万円減の1億4,320万円、教育債4,130万円増の6,410万円、また災害復旧債は9,580万円で皆増となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は4.6%で、前年度比の1.0ポイント増となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して3億7,890万7,000円、3.7%増の107億1,964万9,000円となりました。款別では、議会費は決算額8,758万4,000円で2.6%の減、総務費27億7,516万6,000円で4.4%の減、民生費21億4,307万6,000円で3.2%の減、衛生費4億8,714万9,000円で11.4%の増、労働費2,108万6,000円で8.4%の減、農林水産業費8億5,826万3,000円で3.4%の増、商工費8億2,972万5,000円で3.1%の減、土木費では10億4,145万5,000円で4.5%の増、消防費3億2,709万2,000円で11.8%の増、教育費では7億7,225万3,000円で13.7%の増、災害復旧費3億9,787万1,000円、公債費9億

6,058万8,000円で4.2%の減、諸支出金1,834万円で5.5%の増となりました。

なお、予備費から民生費へ360万5,000円、衛生費へ430万円、農林水産業費へ213万3,000円、消防費へ30万円、教育費へ15万円、災害復旧費へ65万6,000円を充用しております。

次に、積立基金現在高について申し上げます。令和6年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせて32億9,656万4,000円で、前年度より4億5,415万2,000円減額になっております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より8.8%、1億4,639万円減の15億1,026万7,000円で、歳出総額では前年度決算額より7.6%、1億2,111万9,000円減の14億7,357万2,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,669万5,000円になりました。

歳入の主なものは、保険税で8.4%減の2億7,298万5,000円、県支出金は11.9%減の10億5,139万3,000円、繰入金で1億1,817万1,000円となっています。歳出の主なものは、総務費は23.8%増の4,331万2,000円、保険給付費で11%減の10億1,457万円、保険給付費は歳出総額の68.9%に当たります。保健事業費では2,491万6,000円、国民健康保険事業費納付金で3億6,027万1,000円となっております。また、遊佐町国民健康保険基金は1万円増の6,007万5,000円となっております。

続いて、認第3号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から2.4%増の20億1,209万6,000円で、歳出総額は前年度に比較し4.1%増で19億2,595万7,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに8,613万9,000円であります。

歳入の内訳は、保険料が4億1,128万3,000円で6.9%の増となりました。国庫支出金は4億6,241万円で2.4%の減、支払基金交付金は4億7,532万6,000円で2.5%の減、県支出金2億5,241万1,000円で1.9%の増、繰入金は2億9,691万4,000円で1.2%の減などとなりました。

歳出では、歳出総額の88.6%を占める保険給付費が17億697万7,000円であり、前年度と比較して3,027万2,000円、1.8%の増となりました。

以下、総務費4,087万8,000円、基金積立金4,487万8,000円、地域支援事業費6,361万2,000円などとなっております。また、遊佐町介護保険給付費準備基金は4,487万8,000円増の3億259万6,000円となっております。

最後に、認第4号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から11.1%増の2億3,064万4,000円であり、歳出総額は10.3%増の2億2,803万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の260万7,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が1億5,344万5,000円、前年度比12.6%の増、繰入金は一般会計からで7,490万7,000円、8.7%の増で、この2つの項目で99%を占めております。

歳出は、歳出総額の98.8%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が2億2,531万6,000円であります。その他、諸支出金が217万円などとなっております。

以上、令和6年度の一般会計と3つの特別会計について決算の概要をご説明申し上げました。

なお、一般会計の財政分析等の結果については行政報告書に記載されておりますので、御覧いただきた
いと思います。また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 続いて、水道事業会計及び下水道事業会計、それぞれの決算の概要について、企
業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、認第5号 令和6年度遊佐町水道事業会計決算の概要から説明
申し上げます。

まず、水道事業の実態について申し上げます。

決算書の12ページ及び19ページを御覧ください。現在給水人口は1万1,830人で、普及率は99.5%となっ
ています。給水状況は、年間総配水量が150万9,304立方メートル、1日平均で4,135立方メートルとなりま
した。年間総有収水量は108万7,213立方メートルで、有収率は72.0%となり、前年度より1.8%の減となり
ました。給水人口の減少に伴い、総配水量、有収水量ともに減少し、有収水量の減少幅が大きかったため、
有収率は若干の低下となりました。

給水原価は286円36銭で、供給単価の274円40銭に比較し11円96銭の給水原価高となっております。前年
度比では、給水原価が3円22銭の増、供給単価が2銭の減となっております。費用総額は減少しましたが、
それ以上に有収水量の減少幅が大きく、給水原価が増加いたしました。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の20ページ、21ページに加え、25ページからの明細書も併せて御覧ください。収益の総額は3億
7,094万3,422円で、その内訳は営業収益が3億3,353万1,204円、そのうち給水収益は3億2,816万8,104円、
営業外収益が3,741万2,218円となっております。営業外収益の主なものとしては、下水道使用料徴収負担
金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。費用の総額は3億6,663万5,241円で、その内訳は営業費
用が3億4,060万5,080円で、そのうち取水配水給水費が1億2,113万4,764円、総係費が3,938万6,306円、
減価償却費が1億7,734万2,440円などとなっております。営業外費用が2,601万8,153円で、企業債の利息
の償還や消費税などになります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算において183万2,407円の純損失となります。

次に、資本的収支について申し上げます。

29ページを御覧ください。収入総額は4,370万円で、企業債の借入れが3,220万円、企業債の元金償還に
対する一般会計からの繰入金、旧簡易水道事業分のみであります、1,150万円となっております。支出総
額は1億5,289万5,299円で、建設改良費が7,461万4,335円、企業債償還金が7,828万964円となっておりま
す。建設改良費の主なものは、緊急遮断弁設置工事や配水管布設替工事などになります。詳細につきま
しては、17ページ、18ページの工事調書及び委託調書を御覧ください。

なお、資本的収支の差引不足額1億919万5,299円の措置につきましては、3ページ及び30ページに記載
のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額531万9,817円、過年度分損益勘定留保資金1
億387万5,482円をもって補填しております。

次に、貸借対照表につきましては8ページから10ページまで、またキャッシュフロー計算書の内容については23ページと24ページを御覧ください。当年度は、建設改良費の減、企業債償還の減などにより、現金預金は期首から増加しています。

最後に、企業債の状況について申し上げます。

32ページ、33ページを御覧ください。当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で7億6,741万8,289円、旧簡易水道分で1億7,409万6,500円、合計で9億4,151万4,789円となっております。企業債償還については、ピークを超え、昨年度より元利金とともに償還額が大きく減少しております。

続きまして、認第6号 令和6年度遊佐町下水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、経営、資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営の実現のため、令和6年4月に公営企業会計に移行いたしました。

まず、下水道事業の実態について申し上げます。決算書の12ページ及び15ページを御覧ください。行政区域内人口1万2,043人に対して、処理区域内人口1万1,088人、水洗化人口8,946人となりました。普及率は92.1%、水洗化率は80.7%となっています。

有収水量が86万7,949立方メートル、汚水処理水量93万4,857立方メートルとなり、有収率は92.8%となりました。

使用料単価は179円68銭で、汚水処理原価は218円31銭となっています。使用料回収率は82.3%となっています。

次に、収益的収支について申し上げます。決算書の16ページ、17ページに加え、20ページからの明細書も併せて御覧ください。

収益の総額は6億4,841万6,208円で、その内訳は営業収益が1億7,252万1,074円、そのうち下水道使用料は1億7,155万1,974円、営業外収益が4億7,589万5,134円となっております。営業外収益の主なものとしては、一般会計からの繰入れとなります他会計負担金と他会計補助金、長期前受金戻入となります。

これに対する費用について申し上げます。費用の総額は5億9,148万3,107円で、その内訳は営業費用が5億1,644万2,845円、そのうち管渠処理場費が1億1,413万97円、総係費が3,367万7,643円、減価償却費が3億6,369万8,444円等となっております。営業外費用が6,782万6,638円で、企業債の利息の償還や消費税などになります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算において6,328万5,512円の純利益となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。24ページを御覧ください。

収入総額は3億7,530万1,170円で、企業債の借入れが5,710万円、企業債の元金償還に対する一般会計からの繰入金が2億5,265万円、国庫補助金が4,714万7,000円等となっております。

支出総額は4億8,497万8,459円で、建設改良費が1億983万5,000円、企業債償還金が3億7,514万3,159円となっております。建設改良費の主なものは、マンホールポンプの更新工事や7月25日大雨災害の復旧工事等になります。詳細につきましては、13ページの委託・工事状況を御覧ください。

なお、資本的収支の不足額1億967万7,289円については、3ページ及び25ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、マイナス635万2,411円、当年度分損益勘定留保資金1,663万

9,237円、打切決算に伴う引継金9,939万463円をもって補填しております。

次に、貸借対照表につきましては8ページから10ページまで、またキャッシュフロー計算書の内容については18ページと19ページを御覧ください。資金期首残高は、特別会計の打切決算に伴う引継金9,939万463円、企業債償還金の額が大きいものの、一般会計繰入金の収入もあり、1億6,083万2,444円の期末残高となりました。

最後に、企業債の状況について申し上げます。27ページから30ページを御覧ください。当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、公共分で27億7,636万5,123円、農集分で1億6,935万1,093円、合計で29億4,571万6,216円となっております。企業債償還については、ピークを超え、元利金とともに償還額が大きく減少しています。

以上、令和6年度遊佐町水道事業会計決算及び令和6年度遊佐町下水道事業会計決算について概要を申し上げました。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

本間代表監査委員。

代表監査委員（本間康弘君） それでは、私から令和6年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査結果を、審査意見書から要点を抜粋し、その概要を報告申し上げます。計数については、会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました令和6年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、令和6年度遊佐町水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算を、それぞれ事項別明細書並びに関係調書、帳票等を詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり参考にしていただければと思います。

なお、1,000円未満を四捨五入により小計、合計の調整から、数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。令和6年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により年々改善されております。収納未済額については、過去5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平公正を基本に、収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

一般会計について申し上げます。令和6年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額116億6,968万3,093円、歳出総額107億1,964万8,638円、差引残額9億5,003万4,455円になります。これを前年度と比較すると、歳入で7億1,964万4,641円、6.6%の増、歳出で3億7,890万6,678円、3.7%の増となっております。

以下、一般会計及び各特別会計については1,000円単位で申し上げます。

令和6年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額9億5,003万4,000円から翌年度へ繰り越すべき財源4億1,193万7,000円を差し引いた額、5億3,809万7,000円が実質収支となります。さらに、

実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、3,412万3,000円の赤字となっております。単年度収支に財政調整基金3億383万7,000円と繰上償還金を加え、積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は、2億4,750万4,000円の赤字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は55.2%で、前年度に比較し2.9ポイントの減、投資的経費は13.13%で、前年度に比較し4.3ポイントの増、義務的経費は31.8%で、前年度に比較し1.4ポイントの減となっております。また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は35.4%で、前年度に比較し2.2ポイントの減となっており、投資的経費は6%で、前年度に比較し2.3ポイントの増となっております。

令和6年度は、町債が増額、地方交付税も増額となりましたが、形式収支額9億5,003万4,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも健全な財政運営がなされたようにうかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算では、歳入総額で15億1,026万7,000円、歳出総額で14億7,357万2,000円、差引額3,669万5,000円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入で1億4,639万1,000円、8.8%の減、歳出で1億2,111万9,000円、7.6%の減となっております。

なお、国保税が前年度比8.3%の減となっております。被保険者数が減少している中で、国保税の収入未済額が4,076万4,000円となっており、疾病の予防等、保健事業の充実とともに収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額で20億1,209万6,000円、歳出総額で19億2,595万7,000円、差引額8,613万9,000円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入で4,806万円、2.4%の増、歳出で7,559万円、4.1%の増となっております。収納率の向上に向けて、一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で2億3,064万4,000円、歳出総額で2億2,803万6,000円、差引額260万8,000円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入で2,312万3,000円、11.1%の増、歳出で2,138万1,000円、10.3%の増となっております。収納率の向上に向けて、一層の努力を望みます。高齢者福祉の充実を期したこの制度のさらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の各収支は、形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の財政運営に配慮された結果と評価いたします。

さらに、水道事業会計の審査について申し上げます。令和6年度の総収益は3億4,101万7,017円、総費用が3億4,284万9,124円で、差引額18万2,407円が損益となっています。

当該年度の総配水量は150万9,304立方メートルで、前年度比3万2,615立方メートル、2.1%の減、有収水量は108万7,213立方メートルで、前年度比5万1,027立方メートル、4.5%の減であり、有収率は72%で前年度比1.8ポイントの減となっております。また、施設利用率は55.9%で、前年度に比較して1.1ポイントの減となっています。

資本的収支では、収入が4,370万円、支出が1億5,289万5,299円、差引不足額1億919万5,299円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額531万9,817円、過年度分損益勘定留保資金1億387万5,482円にて補填されております。

今後も使用料の収納率の向上に努められ、経営のさらなる安定のため、維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

次に、下水道事業会計決算の審査について申し上げます。総収益は6億3,282万1,985円、総費用が5億6,953万6,473円で、差引額6,328万5,512円が純利益となっています。

当該年度の処理水量は93万4,857立方メートル、有収水量が86万7,949立方メートル、有収率は92.8%、水洗化率は80.7%、普及率は92.1%、施設利用率は54.6%となっています。

資本的収支では、収入が3億7,530万1,170円、支出が4億8,497万8,459円、差引不足額1億967万7,289円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、マイナス635万2,411円、当年度分損益勘定留保資金1,663万9,237円、打切決算に伴う引継金9,939万463円にて補填されています。

なお、使用料の収納率は89.76%となっています。収納率の向上に努められたい。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率については、実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっています。また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債費比率は11.6%で、早期健全化基準25%を下回っています。将来負担比率は40.7%で、早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計及び下水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足率はなしとなっております。

以上、令和6年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げまして、決算審査の概要報告を終わります。

議長（高橋冠治君） 次に、日程第13、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第65号 令和6年度遊佐町各会計歳入歳出決算6件については、恒例により、小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の伊原ひとみ議員、同副委員長に駒井江美子議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に伊原ひとみ議員、同副委員長に駒井江美子議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 6 時 28 分)